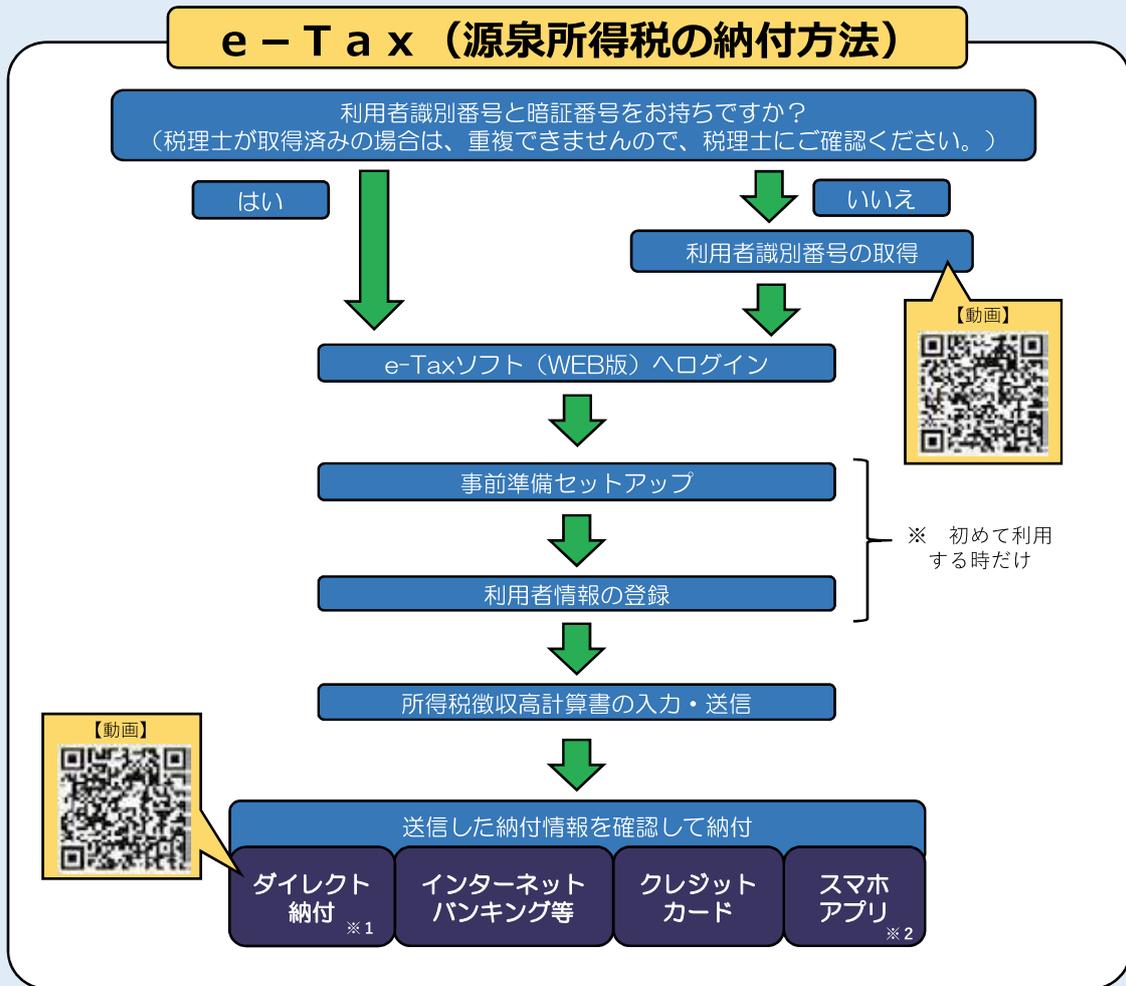
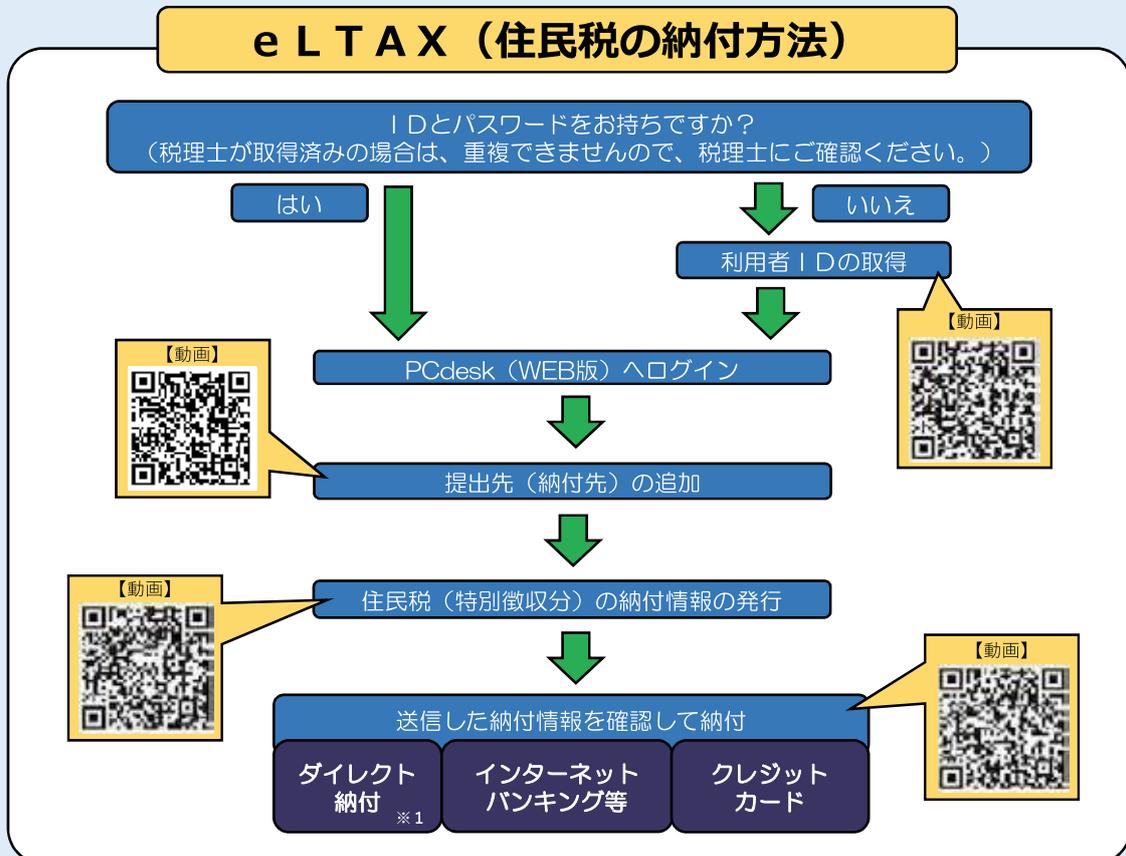


e-Tax (源泉所得税の納付方法)



eLTAX (住民税の納付方法)



- ※1 事前に届出が必要です。国税と地方税で別々の届出書です。
※2 30万円以下に限ります。

西部県税事務所からのお知らせ

地方税も電子申告・納付！

eLTAX(エルタックス)では、インターネットを利用して地方税の申告、納付手続きが行えます。(eLTAXは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。)

オフィスや自宅から申告、納付が簡単に

複数の地方公共団体の申告、納付がまとめて一度に(注1)



エルレンジャー

eLTAX用ソフト「PCdesk」で申告書を簡易作成

市販の税務・会計ソフトのデータも利用可能(注2)

(注1) eLTAXに参加している団体に限りです。

(注2) eLTAX対応のソフトに限りです。

eLTAXで利用可能な手続き

税目	手続	
	申告	申請・届出
法人県民税 法人事業税 特別法人事業税(地方法人特別税) 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 県たばこ税・ゴルフ場利用税	●中間申告 ●確定申告 ●修正申告 など	●法人設立・設置届又は異動届 ●申告書の提出期限の延長に係る届出書及び申請書 ●更正請求書

eLTAXで電子納付(共通納税)が可能です。

- 自宅やオフィスから、全ての地方公共団体へ一括して電子的に納付できます。
- 電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納付できます。
- ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した納付ができます。

★詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク ⇒ TEL:0570-081459 (つながらない場合は 03-5521-0019)

令和6年10月15日から広島市東区光町に移転します！

西部県税事務所は広島市東区へ移転し、令和6年10月15日(火)から新庁舎で業務を開始します。(中区基町の現庁舎での業務は令和6年10月11日(金)まで。)

※ 呉、廿日市、東広島の各分室の場所・担当業務には変更はありません。

★新庁舎：〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14 広島県光町庁舎1階・2階

広島県西部県税事務所法人課税課(Tel:082-513-5357(ダイヤルイン))

広島県ホームページ(県税のページ)(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei>)

広島市役所からのお知らせ

法人市民税について

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて事業所等が所在する区ごとに課される均等割と、国税である法人税の税額に応じて課される法人税割とがあります。
なお、法人税割の税率については、事業年度の開始日により、次のとおりとなります。

	事業年度の開始日	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの事業年度分	令和元年10月1日以後の事業年度分
中小法人※	9.7%	6.0%
上記以外の法人	12.1%	8.4%

※ 中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額（分割前）又は個別帰属法人税額（分割前）が年240万円以下の法人のことを指します。

事業所税について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内に所在する事業所等に負担していただくもので、事業所床面積に応じて課される資産割と、従業者給与総額に応じて課される従業者割があります。
市内合計の事業所床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える法人又は個人の方は申告が必要です。
また、新たに事業所用家屋を貸し付ける方は、事業所用家屋の貸付申告書を提出する必要があります。
※ 詳しくは、広島市のホームページをご覧ください。



市HP ページ番号 1901 → 01 事業所税の課税のしくみ

給与支払報告書の電子データによる提出について

毎年1月31日までに提出する給与支払報告書は、eLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等（光ディスク（CD、DVD）又は磁気ディスク（FD、MO））により提出することができます。

ただし、税務署への源泉徴収票をe-Tax（国税電子申告・電子納税システム）又は光ディスク等により提出することが義務付けられている給与支払者※は、広島市に提出する給与支払報告書についても、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

※ 基準年（前々年）に税務署に提出すべき源泉徴収票が100枚以上である給与支払者

特別徴収税額通知の受取方法について

給与支払報告書をeLTAX（地方税ポータルシステム）で提出する際は、特別徴収税額通知（以下「税額通知」という。）の受取方法を選択することができます。

税額通知の受取方法について「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」ごとに「電子データ」か「書面」の選択を行うこととなります。また「電子データ」を選択した場合は、電子的に税額通知のデータを管理及び従業員個人ごとに配信するための体制が必要です。なお、一度選択された受取方法にて税額通知を受け取られた場合はその税額通知をもう一つの受取方法で再発行することはできかねますので、給与支払報告書提出の際の税額通知の受取方法選択について、お間違えないようご注意願います。



電子申告・電子納付をご利用ください

法人市民税の申告書と給与支払報告書等の提出は、eLTAXを利用したインターネットによる電子申告をご利用ください。また、eLTAXからは電子納付により納税する事もできます。

※ 令和5年10月16日から、入湯税、市たばこ税についても、eLTAXを利用した電子申告、電子納付が可能となりました。

※ 詳しい内容や手続き等は、eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

(問合せ先) 広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係 TEL082-504-2093 (法人市民税・事業所税・入湯税に関すること)
特別徴収係 TEL082-504-2089 (給与支払報告書・市たばこ税に関すること)

(申告書等の提出先) 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係、特別徴収係（本庁舎8階）
※各市税事務所・税務室でも受付します。

新入会員紹介

公益社団法人

広島北法人会によろこそ

【法人会員】

令和6年1月～7月

支部	法人名	所在地	業種
安佐支部	(有)ウッドライフ	安佐北区あさひが丘6-32-26	建設業
可部支部	(株)一心工業	安佐北区可部5-5-2	建設業
	(株)颯匠	安佐北区可部2-39-19-14	建設業
	工真(株)	安佐北区可部9-11-28	建設業
祇園支部	(有)H A L	安佐南区伴西4-2206-1	内装仕上業
	(有)イーライン電設	安佐北区上深川町444-3-905	電気工事業
	(株)ヴィーヴル	安佐南区祇園4-8-7	老人ホーム
	(株)K2sign	安佐南区伴南4-7-5	看板業
	(有)ルーフカンパニー	安佐南区長東西4-53-4	建設業
北広島町支部	(有)アップシフト	北広島町石井谷1533-2	機械設計
佐東支部	(有)ヒロソー	安佐南区緑井4-17-21	コインパーキング
	(株)エイテラス	安佐南区八木1-25-1	自然エネルギー事業
	(株)LIFE STAGE	安佐南区川内2-1-9-3	建築業
	Bond.corporation(株)	安佐南区緑井2-28-6	不動産業
沼田支部	(株)アイアンプレイ	安佐南区伴東4-3-15-6	建設業
	(株)トライアップネット	安佐南区伴東8-8-4	軽貨物運送業
	(株)将光	安佐南区高取南1-37-27	足場組立工事業
	(株)HEROES	安佐南区伴東8-32-16	訪問看護 訪問リハビリ
	(株)康工業	佐伯区屋代3-18-19-4	建設業
	(合)伴設備	安佐南区伴中央2-3-4-52	建設業
	(有)オフィス土居	安佐北区亀山5-15-30-1	建設業
安古市支部	(有)キタショウ	安佐南区大町西2-22-17	小売業
	(有)ネット・エス	安佐南区相田3-29-7	建設業
	Lev StoRenge(合)	八木8-11-3-702	営業代行

【個人会員】

支部名	会員名	所在地	業種
高陽支部	中山 洋幸	安佐北区落合南4-5-26	金融
	寿終工業	安佐北区落合2-30-33-301	建設業
沼田支部	Car Factory SD-Style	佐伯区湯来町麦谷2027-1	自動車整備業
安古市支部	アイシーリング	安佐南区相田1-17-8-204	建設業

法人会アンケート調査システム

新規登録に参加ください!!



会員皆様より景況感や法人会活動について2～3ヶ月に1回の頻度でアンケートを実施し、今後の法人会事業についての参考にしています。

また調査結果は全国法人会連合会 WEB サイトで公開するとともに、マスコミにも提供をおこない、公衆への情報発信とともにPR活動に役立てます。

この機会に会員の皆様もご登録してアンケートに参加ください。

QRコードでの登録方法

- 1 QRコードにアクセス後
メールアドレスを送信



返信メールから情報を入力

- 2 登録メールアドレス宛にメールが届きますので、本文中のURLをクリックいただき、画面の指示に沿ってご自身の情報を入力ください。

登録完了!

- 3 登録完了メールが届けば登録完了です。
2～3か月に1回の頻度でアンケートを実施していますので、受信後はお返答をお願いします。

パソコンでの登録方法

- 1 全国法人会総連合の
ホームページにアクセス



- 2 トップページ右側、
アンケート調査システム
のバナーをクリック



- 3 「各種手続き」からメニューを選択



今後の活動予定

令和6年10～令和7年3月

	日付	行事
広島北法人会	10/16(水)	第35回会員親睦ゴルフ大会【親会】(戸山カンツリークラブ)
	10/24(木)	視察研修旅行【佐東支部】
	10/27(日)	視察親睦旅行【沼田支部】
	10/29(火)	広島北税務署長講演会・理事会(ホテルメルパルク広島)【親会】
	11/4(月 振替休日)	絵はがきコンクール表彰式(イオンモール広島祇園)【女性部会】
	11/9(土)	書道パフォーマンス(イオンモール広島祇園)【親会】
	11/12(火)～13(水)	視察研修旅行【安古市支部】
	11/14(木)	企業視察研修【祇園支部】
	11/16(土)	わくわく長束とうべえ祭り参画【祇園支部】
	11月中旬～12月上旬	年末調整説明会 ※日程が決まり次第ホームページに掲載予定
	1月～2月	新春文化講演会【沼田支部】 税務研修会【佐東支部】
		視察研修旅行【安佐支部】 研修会【安古市支部】

	日付	行事
全法連・県連等	10/3(水)	全国大会(鹿児島大会)【全法連】(城山ホテル鹿児島)
	10/25(金)	広島国税局長講演会【近隣6法人会】(リーガロイヤルホテル広島)
	11/8(金)	全国青年の集い(福井大会)【全法連】(サンドーム福井)
	3/7(金)	令和6年度広島県青年の集い(ANAクラウンプラザホテル広島)

● 会報/ひろしま北 第107号

● 発行/令和6年9月

● 発行所/公益社団法人 広島北法人会

● 事務局/広島市安佐北区可部四丁目6番3号 マニクールヌマタ202号

● 電話/082-815-4319

● FAX/082-815-2937

公益社団法人広島北法人会

● <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/hiroshimakita/>

● E-mail:h-kitaho@giga.ocn.ne.jp

アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



 法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 **Aflac**

〈引受保険会社〉

アフラック

広島総合支社

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505** ※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/

広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル7F)
TEL 082-535-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。